

郵送申込みにあたっての注意事項

この生活福祉資金（総合支援資金・生活支援費）の貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮した世帯の生活安定と経済的自立を目的とした、公的貸付制度です。

利用期間中は、社会福祉事務所・ハローワーク・社会福祉協議会・民生委員などから必要な相談支援等を受けていただきますので、事前に了承願います。

郵送申込みにあたっては次のとおりです。

- ① 次の書類をプリントアウトして、記入例を参考にして記入・捺印してください。
 - A. 借入申込書
 - B. 貸付内容承諾書
 - C. 借入申込時の目標と具体的な取り組み重要事項説明書
 - D. 収入減少状況に関する申立書
 - E. 借用書
 - F. 口座振替依頼書

- ② 下記の書類等のコピーを用意してください。
 - G. 緊急小口資金特例貸付決定通知書のコピー

- ③ 記入して捺印した、A から F の書類と、G のコピーを封筒に入れて。

〒981-0504 東松島市小松字上浮足252-3

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会 あてに、郵送してください。

- ④ 郵送提出する書類の控えは、自分でコピーして保存してください。

- ⑤ 当方に届き次第、審査・融資先の社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に回送します。
審査・融資先から不足書類や内容不備の指示があった場合は、当方から連絡しますので、新たに書類等をご用意いただき、当方に郵送してもらうことになります。

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会